

[事案 2025-21] 既払込保険料返還請求

・令和8年3月27日 和解成立

<事案の概要>

募集人が無断で契約者貸付を行ったことを理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和4年12月に契約した学資保険（契約①）および令和5年9月に契約した学資保険（契約②）について、以下等の理由により、既払込保険料の返還および慰謝料の支払いを求める。

- (1) 契約者貸付を利用した覚えはなく、契約者貸付申込書は、募集人が無断で記入したものである。
- (2) 本件について、貸付金は無効になったが、解約するには通常解約となるとの回答があり、解約返戻金は既払込保険料を下回っている。今回の解約は保険会社の過失によるものであり、自己都合の解約ではないため、通常解約はおかしい。
- (3) 募集人の裏切りや背信行為は到底許せず、精神的苦痛を感じている。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人の配偶者より、「貸付をしたことは一度もないのに貸付をしたことになっている」との申出があり、募集人の上司が募集人に確認したところ、貸付については募集人が申立人に無断で行っていたことが判明した。当該募集人の行為は極めて悪質であり、社内規程にもとづき厳正な処分を行っている。
- (2) 既払込保険料の返還は契約取消と同等の要望と考えられるが、契約取消は契約加入時に担当者の不適切な行為が認められた場合など契約の有効性に影響を及ぼすような事情が確認できた場合に検討を行うもので、本件については契約時の問題は特段確認できない。また、解約は自己都合かどうかにかかわらず契約者の意思にもとづき行われるものである。既払込保険料の返還は、他の契約者との公平性を保つためにも応じることはできない。
- (3) 申立人の契約を元の正常な状態に戻し、今後のアフターフォローなど丁寧な対応を約束することが相応の対応と考えており、申立人の心情に与えた影響を金銭的価値に置き換えることは困難であるため、個別の慰謝料の支払いは他の契約者との公平性を保つためにも応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。